

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（県立学校人事課）

一 趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備するための改正

二 内容

正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定するとともに、必要な事項は教育委員会規則で定める。

三 施行期日

平成三十一年四月一日